

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 31 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興整備実施計画)(和田)	事業番号	C-1-1
交付団体	福島県	事業実施主体(直接/間接)	福島県		
総交付対象事業費	20,000(千円)	全体事業費		1(千円)	
事業概要					
<p>津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指すため、ほ場整備事業実施に必要な事業計画書を作成する。</p> <p>【相馬市における復興関連計画等を記載】</p> <p>【福島県復興計画の記載】</p> <p>(3) 新たな時代をリードする産業の創出</p> <p>④ 産業の再生・発展に向けた基盤づくり</p> <p>農業の持続的発展と農家が意欲とやりがいを持って営農できる環境を整えていくため、農用地の利用集積と一体となった農地整備事業をはじめとした農業農村整備事業を推進する。</p> <p>(事業間流用による経費の変更)(平成 29 年 10 月 20 日)</p> <p>平成 29 年度予算確保のため、C-7-1-1 水産業共同利用施設復興整備事業(効果促進事業)へ 16,000 千円(国費: 16,000 千円)を流用。</p> <p>これにより、交付対象事業費は 20,000 千円(国費 20,000 千円)から 4,000 千円(国費 4,000 千円)に減額。</p> <p>(事業間流用による経費の変更)(平成 31 年 1 月 11 日)</p> <p>事業完了により事業額が確定したことに伴い、3,999 千円(国費 3,999 千円)の残額が生じたことから、既配分額の流用により充当することで、効率的な予算執行を図るため、相馬市 C-1-4 農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)八沢地区へ 3,999 千円(国費: 3,999 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は、4,000 千円(国費 4,000 千円)から 1 千円(国費: 1 千円)に減額。</p>					
当面の事業概要					
他事業(災害関連区画整理事業)により実施。					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災の津波により、本市沿岸部の約 1,500ha が浸水し、甚大な被害が発生した。地域農業の復興を図る上で、大規模経営など効率的営農を図る必要があることから、新たな土地利用計画に基づくほ場整備を実施するための事業計画書作成を行う。					
関連する災害復旧事業の概要					
農地・農業用施設・関連施設について災害査定実施済み。					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成30年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	2	事業名	被災地域農業復興総合支援事業 (農業用施設施設等整備導入事業)	事業番号	C-4-1
交付団体	福島県	事業実施主体 (直接/間接)	相馬市 (間接)		
総交付対象事業費	1,093,238 (千円)	全体事業費	869,086 (千円)		
事業概要					
<p>■農業用施設等整備導入事業</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、市が農業基盤再生に必要な施設を整備し、また農業用機械を導入し農業者等へ貸与することによって、地域の意欲ある経営体の育成・確保及び早期の経営再開を総合的に支援するため事業を実施する。</p> <p>◇事業量</p> <p>被災した農業者で構成する農業法人(設立予定を含む)に対し、貸与を目的とした施設・設備を整備</p> <ul style="list-style-type: none">・いちご生産に必要な、ハウス、水耕栽培用施設の整備(和田地内7ヶ所)・農地復興(ガレキの撤去、石の破碎)に必要な農業用機械の整備 <p>トラクターロータリー61台 ブラウ(掘り起こし)12基 大型トラクター4台 ストーンクラッシャー4基</p> <p>※作業内容:ブラウによる反転耕を3回以上行い、人力でガレキ拾い、取り切れない地表に出てこない瓦やガラスをストーンクラッシャーで粉砕</p> <p>※台数の根拠:トラクター1台の処理能力1,000㎡/日 日量1,000㎡×200日/年=20ha 1,220ha/20ha=61台</p> <p>◆位置づけ</p> <p>[相馬市復興計画]第2章-第2節-第5項 農業基盤整備(P26)</p> <p>【事業間流用による経費の変更】(平成30年1月17日) 残事業費を既配分予算の流用により充当することで、効率的な予算執行を図るため、 ①C-1-9 農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)夏井地区へ200,000千円(国費:H24 予算150,000千円)、②C-1-11 農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地防災事業)細谷・沢帯地区へ24,152千円(国費:H24 予算18,114千円)を流用する。これにより、流用後交付対象事業費は1,093,238千円(国費:819,928千円)から869,086千円(国費:651,814千円)に減額。</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災により、本市沿岸部において、2,000haを超える面積は津波により被害を受け、農用地でも1,220ha(田1,135ha、畑85ha)の被害を受けた。被害を受けた農地は、ビニールハウス等の施設は流出し、流れ込んできた家屋のガレキ等が散乱し、また、ガラス、石、木材等が地中深くまで広範囲に堆積している。</p> <p>被災農地は、震災当初から、人命救助のため、自衛隊が20t(0.7)のパワーショベルを使用し、防潮林として植林していた松の木や、家屋などを撤去しながら作業をおこなったため、深さ10cm~60cmにガレキ(ステンレス釘、瓦、ガラス、金属)が堆積している状態にある。</p> <p>現在は、農業者が人力によりガレキの撤去等の復旧作業を実施しているが、あまりにも広範囲のため、げんじょうではなかなか進まない状況となっており、新しく施設・機械を導入したいと考えても、被災しているため財政的にも新しいものを購入する余裕も無い状態である。</p> <p>完全な農地復旧まで作業期間は機械の耐用年数を超える長期になることが予想されるが、機械は適切な管理を行いながら復興組合に貸与し、礫、石の粉砕を徹底し、更にブラウ耕による地力増進作物の作付けや耕運に使用し地域農業の集約化を目標とする。</p>					

関連する災害復旧事業の概要

被災農家経営再開支援事業（ガレキ拾い）は津波被害のあった地区において復興組合を通じ、ガレキ拾い等の仕事量に応じて交付金は分配する事業があるが、この事業は人的支援のため、被災地域農業復興総合支援事業（機械の整備）と重複しない。
--

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成27年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	水産業共同利用施設復興整備事業	事業番号	C-7-1
交付団体	市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)		
総交付対象事業費	6,215,128(千円)	全体事業費	6,215,128(千円)		
事業概要					
<p>■水産業共同利用施設復興整備事業 東日本大震災による災害で、壊滅的な被害を受けた本市の主要な産業である水産業の円滑かつ迅速な復興を図るため、市が水産業基盤再生に必要な施設及び周辺環境を整備し、共同で利用させることによって、早期に水産物の安定供給と経営再開を実現するために総合的な支援事業を実施する。</p> <p>▽事業量 水産業共同利用施設の整備 松川浦漁港原釜地区 : 原釜荷捌き及び管理事務所 A=6,403.44㎡, 原釜共同集配施設 A=3,084㎡ 原釜海水浄化施設 A=73㎡, 原釜漁具倉庫施設 A=1,431㎡ A=2,504㎡ 松川浦漁港磯部地区 : 上架施設修理 建物規模 斜路延長56m 幅3.8m 漁具倉庫施設 建物面積 A=483.6㎡ 水産物加工流通施設整備事業 敷地面積 A=18,138.06㎡ 建物面積 A=3,807㎡</p> <p>▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第4項 漁業基盤整備(P34)</p>					
当面の事業概要					
<p><平成24年度～平成27年度> 松川浦漁港原釜地区 : 原釜荷捌き及び管理事務所、原釜共同集配施設、原釜海水浄化施設、原釜漁具倉庫施設 <平成25年度～平成27年度> 松川浦漁港磯部地区 : 水産物加工流通施設 <平成26年度～平成27年度> 松川浦漁港磯部地区 : 上架施設修理、漁具倉庫施設</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災により、本市沿岸部において、2,000haを超える面積は津波により被害を受け、市沿岸部にある漁港内でも、ほとんどの施設が流出、全壊の被害を受けており、残った施設についても、柱のみとなるなど施設として機能しない状況となっている。</p> <p>また、水産業に欠かせない漁船についても、津波の被害によりほとんどが流出、大破し、現在は津波を避けるため沿岸に避難した船だけとなっている。</p> <p>沿岸部に住む多くの方は、自宅を津波で流され、船や漁具、漁具を収める倉庫など、すべてのものを失っており、将来の見通しが立っていない状況である。</p> <p>さらに追い打ちをかけるように、漁の自粛が決定され、解除の見通しも立っていないため、離職を考える人も少なくない。</p> <p>市の主要な産業である水産業がこのままでは立ち直ることもできないことを危惧しており、早期に支援策を講じる必要があると考えている。</p> <p>しかしながら、相馬双葉漁業協同組合では、現在水揚げがなく、収入がない状況であり、かつこれまでの復旧・復興作業のための費用を支出しているため、これ以上財政的に負担することはできないため、市が水産業基盤整備を実施し、いち早い再開を支援するために本事業を実施することとした。</p> <p>事業実施については、新たな土地利用方針にもとづき、水産業を集積させることを考えているが、使用できる面積が限られているため、共同で利用できる施設とし、有効活用を図りたい。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>松川浦漁港では、県事業として漁港施設(護岸、船曳き場)復旧事業を実施、また、漁港背後地(道路含む)についても、地盤沈下が著しいため、地盤嵩上げを実施予定。</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式1-3②)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(福島県交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO.	4	事業名	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業(水産試験場相馬支場復旧事業)	
事業番号	C-8-1	事業実施主体	県	
交付期間	H23~H24	総交付対象事業費	63,233 (千円)	

事業概要

■水産試験場相馬支場復旧事業

本県沿岸漁業の中核である相双地区における水産資源調査、松川浦におけるアオノリ、アサリの養殖に関する試験研究、放射性物質モニタリング調査を行うため、津波により被災した水産試験場相馬支場を復旧する。福島県復興計画P91(産-③-37)「水産試験場が実施する資源、海洋環境等の試験研究体制を推進し、資源管理型漁業の充実を図る」

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により、相馬市を含む本県の漁船、関連施設は甚大な被害を受けた。また、原発事故により、沿岸漁業は自粛を余儀なくされている。漁業の再開・復興に向けては、魚介類及び海洋環境中の放射性物質の継続的な調査と適切な水産資源の管理が不可欠であり、そのための調査・研究体制の整備が必要である。

関連する災害復旧事業の概要

—

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
直接交付先	

基幹事業との関連性

--

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 28 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	5	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 86 号線)	事業番号	D-1-1
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)		市(直接)
総交付対象事業費		130,000(千円)	全体事業費		191,034(千円)
事業概要					
<p>■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 86 号線)</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>実施場所: 相馬市尾浜地区</p> <p>事業内容: 東部 86 号線 L=600m W=6m C= 130,000 千円(原釜北谷地地区から安全な場所への避難路)</p> <p>▼位置付け</p> <p>[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(平成 27 年 3 月 31 日)</p> <p>補償物件追加により、補償費が増額したため、D-23-1 防災集団移転促進事業(細田地区)より 659 千円(国費: 510 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 130,000 千円(100,749 千円)から、130,659 千円(101,259 千円)に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(平成 27 年 12 月 1 日)</p> <p>人件費・資材費高騰により、本工事費が増額したため、D-23-5 防災集団移転促進事業(新沼地区)より 60,375 千円(国費: 46,790 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 130,659 千円(101,259 千円)から、191,034 千円(148,049 千円)に増額。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。</p> <p>①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収</p> <p><平成 25 年度~平成 26 年度></p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>①市道整備のための工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。</p> <p>これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。</p> <p>震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。</p> <p>これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。</p> <p>そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。</p> <p>また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。</p> <p>また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	6	事業名	道路事業 (市街地相互接続道整備) (東部 113 号線)	事業番号	D-1-2
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市 (直接)
総交付対象事業費		41,000 (千円)	全体事業費		118,666 91,757 (千円)

事業概要

■道路事業 (市街地相互接続道整備) (東部 113 号線)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所：相馬市尾浜地区

事業内容：東部 113 号線 L=200m W=6m C= 118,666~~41,000~~千円 (尾浜高塚地区から安全な場所への避難路)

▼位置付け

〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備 (P40)

(事業間流用による経緯の変更) (平成 27 年 3 月 31 日)

人件費・資材費高騰により本工事費が増額したため、D-23-1 防災集団移転促進事業 (細田地区) より 9,974 千円 (国費：7,729 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 41,000 千円 (31,774 千円) から、50,974 千円 (39,503 千円) に増額。

(事業間流用による経緯の変更) (平成 28 年 3 月 31 日)

用地交渉が難航したことにより、本工事費が増額したため、D-23-5 防災集団移転促進事業 (新沼地区) より 40,783 千円 (国費：H23 補正予算 31,606 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 50,974 千円 (39,503 千円) から、91,757 千円 (71,109 千円) に増額。

(事業間流用による経緯の変更) (平成 29 年 10 月 11 日)

支障物件の判明により、本工事費が増額したため、D-23-7 防災集団移転促進事業 (高塚地区) より 26,909 千円 (国費：20,854 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 91,757 千円 (71,109 千円) から、118,666 千円 (91,963 千円) に増額。

当面の事業概要

<平成 24 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。

①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収

<平成 25 年度～平成 29 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

①市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。

震災直後においては、物資輸送 (食品や生活用品) において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	7	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 116 号線)	事業番号	D-1-3
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)		市(直接)
総交付対象事業費		41,000(千円)	全体事業費		41,000(千円)

事業概要

■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 116 号線)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所: 相馬市尾浜地区

事業内容: 東部 116 号線 L=200m W=6m C= 41,000 千円(尾浜南ノ入地区から安全な場所への避難路)

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)

当面の事業概要

<平成 24 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。

①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収

<平成 25 年度~平成 26 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

①市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。

これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。

震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 28 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	8	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(法定外道路)	事業番号	D-1-4
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)		市(直接)
総交付対象事業費		89,000(千円)	全体事業費		116,038(千円)

事業概要

■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:法定外道路)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所:相馬市尾浜地区

事業内容:法定外道路 L=400m W=6m C= 89,000 千円(尾浜平前地区から安全な場所への避難路)

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)]第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)

(事業間流用による経緯の変更)(平成 28 年 10 月 13 日)

人件費・資材費高騰により、本工事費が増額したため、D-20-3 都市防災総合推進事業(防災情報通信ネットワーク整備)より 27,038 千円(国費:H23 補正予算 20,954 千円)を流用。これにより、流用後交付対象事業費は 89,000 千円(68,975 千円)から、116,038 千円(89,929 千円)に増額。

当面の事業概要

<平成 24 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。

①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収

<平成 25 年度~平成 26 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

①市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。

これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。

震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	9	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 123 号線)	事業番号	D-1-5
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)		市(直接)
総交付対象事業費		120,000(千円)	全体事業費		224,536(千円)

事業概要

■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 123 号線)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所: 相馬市原釜地区

事業内容: 東部 123 号線 L=650m W=6m C=120,000 千円(原釜戸崎地区から安全な場所への避難路)

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)

(事業間流用による経緯の変更)(平成 27 年 3 月 31 日)

人件費・資材費高騰及び支障物件追加の理由により、本工事費及び補償費が増額したため、D-23-1 防災集団移転促進事業(細田地区)より 54,191 千円(国費: 41,998 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 120,000 千円(93,000 千円)から、174,191 千円(134,998 千円)に増額。

(事業間流用による経緯の変更)(平成 27 年 12 月 1 日)

人件費・資材費高騰及び支障物件追加の理由により、本工事費及び補償費が増額したため、D-23-5 防災集団移転促進事業(新沼地区)より 31,655 千円(国費: 24,532 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 174,191 千円(134,998 千円)から、205,846 千円(159,530 千円)に増額。

(事業間流用による経緯の変更)(平成 29 年 1 月 19 日)

安全対策調査費の増額等の理由により、設計費及び本工事費が増額したため、◆D-1-1-1 震災後における代替輸送確保支援モデル事業より 28,690 千円(国費: 22,234 千円)を流用。これにより、交付対象事業費は 205,846 千円(159,530 千円)から、234,536 千円(181,764 千円)に増額。

(事業間流用による経緯の変更)(平成 30 年 10 月 10 日)

事業進捗により事業費が 10,000 千円(国費: H25 予算 7,750 千円)減額したため、道路事業(市街地相互接続道整備)(日下石石上線)へ 10,000 千円(国費: H25 予算 7,750 千円)を流用。

これにより、流用後交付対象事業費は 234,536 千円(181,764 千円)から、224,536 千円(174,014 千円)に減額。

当面の事業概要

<平成 24 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。

①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収

<平成 25 年度~平成 27 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

①市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。

震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	

交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和3年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	10	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:日下石石上線)	事業番号	D-1-6
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)		市(直接)
総交付対象事業費		1,518,518(千円)	全体事業費		3,659,188(千円)
事業概要					
<p>■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:日下石石上線) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量 実施場所:相馬市岩子地区 事業内容:日下石石上線 L=2,814m W=10m 橋梁1基 C=3,659,188千円 岩子字数馬地区から程田字大師前地区への避難路</p> <p>▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第8項 道路、鉄道等の整備(P40)</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(平成27年3月31日) 人件費・資材費高騰により本工事費が増額したため、 D-23-1 防災集団移転促進事業(細田地区)より3,329千円(国費:2,579千円)を流用。 これにより、交付対象事業費は1,190,670千円(922,769千円)から、1,193,999千円(925,347千円)に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(平成29年1月19日) 平成29年度事業費配分のため、 D-21-1 下水道事業(公共下水道(雨水幹線)整備事業)(細田地区)より339,874千円(国費:263,402千円) D-1-23 道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:鹿島前迫線)より284,386千円(国費:220,399千円) D-1-14 道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:東部320号線)より35,092千円(国費:27,196千円)を流用。 これにより、交付対象事業費は1,521,847千円(1,179,429千円)から、2,181,198千円(1,690,426千円)に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(平成29年10月11日) 工事内容変更により本工事費が増額したため、 D-23-3 防災集団移転促進事業(荒田地区)より129,033千円(国費:100,000千円) D-23-4 防災集団移転促進事業(鷲山地区)より387,097千円(国費:300,000千円) D-23-5 防災集団移転促進事業(新沼地区)より132,170千円(国費:102,432千円)を流用。 これにより、交付対象事業費は2,181,198千円(1,690,426千円)から、2,829,498千円(2,192,858千円)に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(平成30年10月10日) 工事内容変更により本工事費が増額したため、 D-1-5 道路事業(市街地相互接続道整備)(東部123号線)より10,000千円(国費:H25 予算7,750千円) D-1-7 道路事業(市街地相互接続道整備)(東部327号線)より40,000千円(国費:H26 予算31,000千円) D-1-9 道路事業(市街地相互接続道整備)(東部338号線)より15,000千円(国費:H26 予算11,625千円) D-23-2 防災集団移転促進事業(刈敷田地区)より190,813千円(国費:H26 予算166,961千円) D-23-3 防災集団移転促進事業(荒田地区)より157,092千円(国費:H25 予算137,455千円) D-1-17 道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:東部521号線)より15,000千円(国費:H25 予算11,625千円) D-1-23 道路事業(市街地相互接続道整備)(市道:鹿島前迫線)より30,000千円(国費:H26 予算23,250千円) F-2-1 市街地復興効果促進事業より287,277千円(国費:H27 予算229,821千円)を流用。 これにより、交付対象事業費は2,829,498千円(2,192,858千円)から、3,628,837千円(2,812,345千円)に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(令和2年5月19日) 令和元年東日本台風被害により工事内容追加となり本工事費が増額したため、 D-23-3 防災集団移転促進事業(荒田地区)より30,351千円(国費:23,522千円)を流用。 これにより、交付対象事業費は3,628,837千円(2,812,345千円)から、3,659,188千円(2,835,867千円)に増額。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成24年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。 ①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収</p> <p><平成25年度~令和3年度> 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、</p>					

また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

①市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。

震災直後においては、物資輸送（食品や生活用品）において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	11	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 327 号線)	事業番号	D-1-7
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)	市(直接)	
総交付対象事業費		140,000(千円)	全体事業費	100,000 140,000(千円)	
事業概要					
<p>■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 327 号線)</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>実施場所: 相馬市岩子地区</p> <p>事業内容: 東部 327 号線 L= 800m W=6m C=140,000 千円(岩子字坂脇から岩子字宝迫地区への避難路)</p> <p>▼位置付け</p> <p>[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(平成 30 年 10 月 10 日)</p> <p>事業進捗により事業費が 40,000 千円(国費: H26 予算 31,000 千円)減額したため、道路事業(市街地相互接続道整備)(日下石石上線)へ 40,000 千円(国費: H26 予算 31,000 千円)を流用。</p> <p>これにより、流用後交付対象事業費は 140,000 千円(108,500 千円)から、100,000 千円(77,500 千円)に減額。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。</p> <p>①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収</p> <p><平成 25 年度~平成 26 年度></p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>①市道整備のための工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。</p> <p>これらの地区においては、交通網が断られたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。</p> <p>震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。</p> <p>これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。</p> <p>そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。</p> <p>また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。</p> <p>また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 11 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	12	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 339 号線)	事業番号	D-1-8
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)		市(直接)
総交付対象事業費		11,000(千円)	全体事業費		11,000(千円)

事業概要

■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 339 号線)

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

実施場所: 相馬市岩子地区

事業内容: 東部 339 号線 L= 50m W=6m C= 11,000 千円(岩子字坂脇から安全な場所への避難路)

▼位置付け

[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)

当面の事業概要

<平成 24 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。

①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収

<平成 25 年度~平成 26 年度>

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

①市道整備のための工事

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。

これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。

震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。

これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。

そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。

また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。

関連する災害復旧事業の概要

道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。

また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 30 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	13	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 338 号線)	事業番号	D-1-9
交付団体	市		事業実施主体(直接/間接)	市(直接)	
総交付対象事業費	42,000(千円)		全体事業費	27,000(千円)	
事業概要					
<p>■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 338 号線)</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>実施場所: 相馬市岩子地区</p> <p>事業内容: 東部 338 号線 L= 250m W=6m C= 42,000 千円(岩子字坂脇から安全な場所への避難路)</p> <p>▼位置付け</p> <p>〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(平成 30 年 10 月 10 日)</p> <p>事業進捗により事業費が 15,000 千円(国費: H26 予算 11,625 千円)減額したため、道路事業(市街地相互接続道整備)(日下石石上線)へ 15,000 千円(国費: H26 予算 11,625 千円)を流用。</p> <p>これにより、流用後交付対象事業費は 42,000 千円(32,548 千円)から、27,000 千円(20,923 千円)に減額。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。</p> <p>①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収</p> <p><平成 25 年度~平成 26 年度></p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>①市道整備のための工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。</p> <p>これらの地区においては、交通網が断られたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。</p> <p>震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。</p> <p>これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。</p> <p>そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。</p> <p>また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。</p> <p>また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	14	事業名	道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 471 号線)	事業番号	D-1-10
交付団体		市	事業実施主体(直接/間接)		市(直接)
総交付対象事業費		312,000(千円)	全体事業費		32,145(千円)
事業概要					
<p>■道路事業(市街地相互接続道整備)(市道: 東部 471 号線)</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>実施場所: 相馬市柏崎地区</p> <p>事業内容: 東部 471 号線 L=1,400m W=6m 橋梁 1 基 C=312,000 千円(柏崎中台地区から日下石鳥喰地区への避難路)</p> <p>▼位置付け</p> <p>[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 8 項 道路、鉄道等の整備(P40)</p> <p>(事業間流用による経緯の変更)(平成 29 年 1 月 19 日)</p> <p>事業進捗により事業費が、279,855 千円(国費: 216,887 千円)減額したため、D-5-1 災害公営住宅家賃低廉化事業へ 279,855 千円(国費: H23 補正予算 216,887 千円)を流用。</p> <p>これにより、流用後交付対象事業費は 312,000 千円(241,799 千円)から、32,145 千円(24,912 千円)に減額</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 24 年度></p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう迅速な整備を実施する。</p> <p>①市道整備のための地域等の合意形成。調査設計測量、用地買収</p> <p><平成 25 年度~平成 27 年度></p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備を実施し、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>①市道整備のための工事</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災時、津波により壊滅的な被害を受けたことで、道路が寸断され通行が不能とされた地区が市内に数か所ある。</p> <p>これらの地区においては、交通網が断たれたことから、避難所への移動や支援物資を輸送するにしても非常に困難な状況となった。</p> <p>震災直後においては、物資輸送(食品や生活用品)において、市職員が夜間、徒歩による物資輸送をしていた。道路が通行できるようになるまで一定期間を要したことから、地区で避難生活を営んでいた住民には一時的に孤立した状況となった。</p> <p>これらの経過を踏まえると、迅速な避難所への移動が被災時の住民の安全を確保するために不可欠となる。</p> <p>そのために市内沿岸部の各地区間を結ぶ道路は、全体的に地盤地下が生じており、潮の干満の差が大きい大潮の時期は、現在も冠水の状況にある。</p> <p>また、高台等の避難所への移動をスムーズに行える接続道路もあわせて確保し、被災時に住民の避難行動を促すため実施する。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>道路整備については、災害査定を受け、災害復旧事業として実施する市道もあるため、本事業との調整を行っている。</p> <p>また、復興交付金を活用して行う道路事業についても、経費削減を図るため、一体的な整備を行うよう調整を行っている。</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	15	事業名	災害公営住宅整備事業 (馬場野団地)	事業番号	D-4-1
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市 (直接)
総交付対象事業費		149,351 (千円)	全体事業費		149,351 (千円)
事業概要					
■災害公営住宅整備事業 (馬場野団地) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し、被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。					
▽事業量 馬場野団地 共同住宅 12 戸 1 棟の整備					
▼位置付け 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 1 節-第 6 項 孤独死対策 (P20) 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備 (P31)					
当面の事業概要					
<平成 23~24 年度> 馬場野団地 共同住宅 12 戸 1 棟の整備					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人 (1,400 世帯) が震災後、約 1 年を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいる。これら被災者 (低所得者等 (特区特例により収入要件緩和)、高齢者) を対象に応急仮設住宅から恒久住宅の住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで、身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み、生活基盤を固めることは非常に重要である。 なお、共同住宅は、高齢者の共同生活により孤立化を防ぎながら、災害時の拠点となる共同スペースを確保する。また、災害時の停電に備え再生可能エネルギーの活用のため太陽光発電を屋根に設置する。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 25 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	16	事業名	災害公営住宅整備事業 (明神前団地)	事業番号	D-4-2
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市 (直接)
総交付対象事業費		713,494 (千円)	全体事業費		713,494 (千円)
事業概要					
■災害公営住宅整備事業 (明神前団地) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し、被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。					
▽事業量 明神前団地 戸建 46 戸の整備 (用地取得含む)					
▼位置付け 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 1 節-第 6 項 孤独死対策 (P20) 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備 (P31)					
当面の事業概要					
<平成 23~24 年度> 明神前団地 戸建 46 戸の整備 (用地取得含む)					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人 (1,400 世帯) が震災後、約 1 年を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいる。これら被災者 (低所得者等 (特区特例により収入要件緩和)、高齢者) を対象に応急仮設住宅から恒久住宅の住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで、身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み、生活基盤を固めることは非常に重要である。 なお、共同住宅は、高齢者の共同生活により孤立化を防ぎながら、災害時の拠点となる共同スペースを確保する。また、災害時の停電に備え再生可能エネルギーの活用のため太陽光発電を屋根に設置する。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和2年3月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	17	事業名	災害公営住宅整備事業 (原釜地区)	事業番号	D-4-3
交付団体	市	事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)		
総交付対象事業費	156,060 (千円)	全体事業費	156,060	160,273 (千円)	
事業概要					
■災害公営住宅整備事業 (原釜地区) 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し、被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。					
▽事業量 原釜地区 共同住宅 10戸1棟の整備					
▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第1節-第6項 孤独死対策(P20) 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第2章-第2節-第3項 住宅の整備(P31)					
(事業間流用による経緯の変更) (令和2年1月10日) 外構工事の仕様変更に伴い、事業費に不足が生じたため、★F-2-1-1市街地効果促進事業(相馬市)より4,213千円(国費:H27 3,687千円)流用。 これにより、交付対象額は156,060千円(136,552千円)から、160,273千円(140,239千円)に増額。					
当面の事業概要					
<平成23~31年度> 原釜地区 共同住宅 10戸1棟の整備					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約3,800人(1,400世帯)が震災後、約1年を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいる。これら被災者(低所得者等(特区特例により収入要件緩和)、高齢者)を対象に応急仮設住宅から恒久住宅の住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで、身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み、生活基盤を固めることは非常に重要である。 なお、共同住宅は、高齢者の共同生活により孤立化を防ぎながら、災害時の拠点となる共同スペースを確保する。また、災害時の停電に備え再生可能エネルギーの活用のため太陽光発電を屋根に設置する。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅1500戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	18	事業名	災害公営住宅整備事業（磯部地区）	事業番号	D-4-4
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市（直接）
総交付対象事業費		178,613（千円）	全体事業費		178,613 178,613 182,972（千円）

事業概要

■災害公営住宅整備事業（磯部地区）

東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し、被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。

▽事業量

磯部地区 共同住宅 12 戸 1 棟の整備

▼位置付け

〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 1 節-第 6 項 孤独死対策 (P20)

〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備 (P31)

(事業間流用による経緯の変更) (令和 2 年 1 月 10 日)

資材高騰に伴い、事業費に不足が生じたため、★F-2-1-1 市街地効果促進事業（相馬市）より 4,359 千円

（国費：H27 3,815 千円）流用。

これにより、交付対象額は 178,613 千円（156,286 千円）から、182,972 千円（160,101 千円）に増額。

当面の事業概要

<平成 23~31 年度>

磯部地区 共同住宅 12 戸 1 棟の整備

東日本大震災の被害との関係

東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人（1,400 世帯）が震災後、約 1 年を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいる。これら被災者（低所得者等（特区特例により収入要件緩和）、高齢者）を対象に応急仮設住宅から恒久住宅の住み替えを図り、生活環境の改善を図る。

被災者は応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで、身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み、生活基盤を固めることは非常に重要である。

なお、共同住宅は、高齢者の共同生活により孤立化を防ぎながら、災害時の拠点となる共同スペースを確保する。また、災害時の停電に備え再生可能エネルギーの活用のため太陽光発電を屋根に設置する。

関連する災害復旧事業の概要

被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	19	事業名	災害公営住宅整備事業（細田地区）	事業番号	D-4-5
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）		市
総交付対象事業費		1,289,721（千円）	全体事業費		1,289,721,345,954（千円）
事業概要					
■災害公営住宅整備事業（細田地区） 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し、被災者用災害公営住宅を整備し入居させることによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。					
▽事業量 細田地区 災害公営住宅戸建 65 棟、共助住宅 1 棟の整備					
▼位置付け 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 1 節-第 6 項 孤独死対策(P20) 〔相馬市復興計画(Ver1.2)〕第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備(P31)					
(事業間流用による経緯の変更) (令和 2 年 1 月 10 日) 用地取得・造成費の確定に伴い、事業費に不足が生じたため、★F-1-1 市街地効果促進事業(相馬市)より 56,233 千円(国費:H27 49,204 千円)流用。 これにより、交付対象額は 1,289,721 千円(1,128,505 千円)から、1,345,954 千円(1,177,709 千円)に増額。					
当面の事業概要					
<平成 24~31 年度> 細田地区災害公営住宅建設工事 (共同住宅) 1 棟 12 世帯 (戸建住宅) 65 戸					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人(1,400 世帯)が震災後、約 1 年を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいる。これら被災者(低所得者等(特区特例により収入要件緩和)、高齢者)を対象に応急仮設住宅から恒久住宅の住み替えを図り、生活環境の改善を図る。 被災者は応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで、身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み、生活基盤を固めることは非常に重要である。 なお、共同住宅は、高齢者の共同生活により孤立化を防ぎながら、災害時の拠点となる共同スペースを確保する。また、災害時の停電に備え再生可能エネルギーの活用のため太陽光発電を屋根に設置する。					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	20	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業	事業番号	D-5-1
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市
総交付対象事業費		660,823 (千円)	全体事業費		1,487,332 1,494,628 (千円)
事業概要					
<p>■災害公営住宅家賃低廉化事業</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し被災者用災害公営住宅を整備するが、被災した入居者に対する経済的支援を行うため、家賃の近傍同種家賃と公営住宅法に基づく入居者負担基準額との差額について補助を実施することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう実施する。</p> <p>※管理開始後 5 年経過すると基本国費率が 3/4 から 2/3 に変更となるため、管理開始後 5 年が経過した災害公営住宅に係る内容を No. 88 事業 (D-5-2) に移行する。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更) (平成 29 年 1 月 19 日) 追加配分のため、D-1-10 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 東部 471 号線) より 247,873 千円 (国費: 216,887 千円) D-20-3 都市防災総合推進事業 (防災情報通信ネットワーク整備) より 137,448 千円 (国費: 120,266 千円) を流用。 これにより、交付対象事業費は 660,823 千円 (578,218 千円) から、1,046,144 千円 (915,371 千円) に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更) (平成 30 年 1 月 17 日) 追加配分のため、D-23-3 防災集団移転促進事業 (鷲山地区) より 274,341 千円 (国費: 240,048 千円) を流用。 これにより、交付対象事業費は 1,046,144 千円 (915,371 千円) から、1,320,485 千円 (1,155,419 千円) に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更) (平成 31 年 1 月 11 日) 追加配分のため、★F-2-1-1 市街地効果促進事業 (相馬市) より 166,847 千円 (国費: H27 予算 145,989 千円) を流用。 これにより、交付対象事業費は 1,320,485 千円 (1,155,419 千円) から、1,487,332 千円 (1,301,408 千円) に増額。</p>					
当面の事業概要					
<平成 25 年度>		<平成 29 年度>			
対象戸数: 馬場野地区等 64 戸		対象戸数: 馬場野地区等 320 戸 (No. 88 事業 (D-5-2) と重複あり)			
<平成 26 年度>		<平成 30 年度>			
対象戸数: 馬場野地区等 127 戸		対象戸数: 明神前地区等 297 戸 (No. 88 事業 (D-5-2) と重複あり)			
<平成 27 年度>		<令和元年度 (見込み)>			
対象戸数: 馬場野地区等 299 戸		対象戸数: 細田地区等 206 222 戸 (No. 88 事業 (D-5-2) と重複あり)			
<平成 28 年度>		<令和 2 年度 (見込み)>			
対象戸数: 馬場野地区等 322 戸		対象戸数: 荒田地区等 80 83 戸 (No. 88 事業 (D-5-2) と重複あり)			
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人 (約 1,400 世帯) が震災後、約 1 年 7 ヶ月を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいるこれらの被災者 (低所得者等 (特区特例により収入要件緩和)、高齢者) を対象に応急仮設住宅から恒久住宅への住み替えを図り、生活環境の改善を図る。</p> <p>被災者は、応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み生活基盤を固めることが非常に重要である。</p> <p>なお、応急仮設住宅や県借上げアパート入居者の多くは、今後の生活に対する経済的不安を感じているため、家賃等の負担を軽減する対策は必要不可欠であります。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1,500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	21	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業	事業番号	D-6-1																
交付団体		市	事業実施主体 (直接/間接)		市																
総交付対象事業費		90,610 (千円)	全体事業費		102,329,188,071 (千円)																
事業概要																					
<p>■東日本大震災特別家賃低減事業</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等の被害を受けた住民のうち、経済的理由などにより自力で住宅を建設できない住民に対し被災者用災害公営住宅を整備するが、被災した入居者に対する経済的支援を行うため、家賃の近傍同種家賃と公営住宅法に基づく入居者負担基準額との差額について補助を実施することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう実施する。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更) (平成 29 年 1 月 19 日) 追加配分のため、◆D-21-3-1 雨水排水対策事業 (岩子地区) より 31,337 千円 (国費: 23,503 千円) を流用。 これにより、交付対象事業費は 90,610 千円 (67,955 千円) から、121,947 千円 (91,458 千円) に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更) (平成 30 年 1 月 17 日) 追加配分のため、D-23-3 防災集団移転促進事業 (荒田地区) より 30,384 千円 (国費: 22,786 千円) を流用。 これにより、交付対象事業費は 121,947 千円 (91,458 千円) から、152,331 千円 (114,244 千円) に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更) (平成 31 年 1 月 11 日) 追加配分のため、★F-2-1-1 市街地効果促進事業 (相馬市) より 20,662 千円 (国費: H27 予算 15,493 千円) を流用。 これにより、交付対象事業費は 152,331 千円 (114,244 千円) から、172,993 千円 (129,737 千円) に増額。</p> <p>(事業間流用による経緯の変更) (令和 2 年 1 月 10 日) 追加配分のため、★F-2-1-1 市街地効果促進事業 (相馬市) より 15,078 千円 (国費: H27 予算 11,307 千円) を流用。 これにより、交付対象事業費は 172,993 千円 (129,737 千円) から 188,071 千円 (141,044 千円) に増額。</p>																					
当面の事業概要																					
<table border="0"> <tr> <td><平成 25 年度> 対象戸数: 馬場野地区等</td> <td>5 9 戸</td> <td><平成 29 年度> 戸対象戸数: 馬場野地区等</td> <td>2 3 8 戸</td> </tr> <tr> <td><平成 26 年度> 対象戸数: 馬場野地区等</td> <td>1 1 6 戸</td> <td><平成 30 年度> 戸対象戸数: 馬場野地区等</td> <td>2 1 8 戸</td> </tr> <tr> <td><平成 27 年度> 対象戸数: 馬場野地区等</td> <td>2 4 9 戸</td> <td><平成 31 年度(見込み)> 戸対象戸数: 馬場野地区等</td> <td>1 9 9-2-0-3 戸</td> </tr> <tr> <td><平成 28 年度> 対象戸数: 馬場野地区等</td> <td>2 3 7 戸</td> <td><平成 32 年度(見込み)> 戸対象戸数: 馬場野地区等</td> <td>1 7 2-2-0-3 戸</td> </tr> </table>						<平成 25 年度> 対象戸数: 馬場野地区等	5 9 戸	<平成 29 年度> 戸対象戸数: 馬場野地区等	2 3 8 戸	<平成 26 年度> 対象戸数: 馬場野地区等	1 1 6 戸	<平成 30 年度> 戸対象戸数: 馬場野地区等	2 1 8 戸	<平成 27 年度> 対象戸数: 馬場野地区等	2 4 9 戸	<平成 31 年度(見込み)> 戸対象戸数: 馬場野地区等	1 9 9-2-0-3 戸	<平成 28 年度> 対象戸数: 馬場野地区等	2 3 7 戸	<平成 32 年度(見込み)> 戸対象戸数: 馬場野地区等	1 7 2-2-0-3 戸
<平成 25 年度> 対象戸数: 馬場野地区等	5 9 戸	<平成 29 年度> 戸対象戸数: 馬場野地区等	2 3 8 戸																		
<平成 26 年度> 対象戸数: 馬場野地区等	1 1 6 戸	<平成 30 年度> 戸対象戸数: 馬場野地区等	2 1 8 戸																		
<平成 27 年度> 対象戸数: 馬場野地区等	2 4 9 戸	<平成 31 年度(見込み)> 戸対象戸数: 馬場野地区等	1 9 9-2-0-3 戸																		
<平成 28 年度> 対象戸数: 馬場野地区等	2 3 7 戸	<平成 32 年度(見込み)> 戸対象戸数: 馬場野地区等	1 7 2-2-0-3 戸																		
東日本大震災の被害との関係																					
<p>東日本大震災により、住家を失った住民のうち、約 3,800 人 (約 1,400 世帯) が震災後、約 1 年 7 ヶ月を経過する現時点において市内の応急仮設住宅で生活を営んでいるこれらの被災者 (低所得者等 (特区特例により収入要件緩和)、高齢者) を対象に応急仮設住宅から恒久住宅への住み替えを図り、生活環境の改善を図る。</p> <p>被災者は、応急仮設住宅やアパートでの生活になり、震災前と住環境が著しく変化したことで身体や心に大きなストレスを感じている現状から健康被害が生じることが懸念され、いち早く恒久住宅に住み生活基盤を固めることが非常に重要である。</p> <p>なお、応急仮設住宅や県借上げアパート入居者の多くは、今後の生活に対する経済的不安を感じているため、家賃等の負担を軽減する対策は必要不可欠であります。</p>																					
関連する災害復旧事業の概要																					
被災者向けに応急仮設住宅 1,500 戸を建設																					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 29 年 3 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	22	事業名	下水道事業（公共下水道（雨水幹線）整備事業）（事業計画策定）	事業番号	◆D-21-1-1
交付団体		市	事業実施主体（直接/間接）	市（直接）	
総交付対象事業費		376,500（千円）	全体事業費	207,272（千円）	
事業概要					
<p>■公共下水道（雨水幹線）整備事業（事業計画策定）</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域のうち、地盤沈下に伴い一部満潮時および雨天時において、市内東部地区と中心市街地を結ぶ幹線道路や住宅周辺道路が冠水し、通行することができず、生活支障をきたしているため、排水対策として雨水幹線を整備することで、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復にも資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>対象面積 尾浜、細田及び岩子地区内の 3ヶ所、114ha</p> <p>事業内容：下水道事業（雨水幹線）事業計画の策定 護岸・道路の復旧・復興事業と関連しての冠水対策のための早急な排水事業の実施</p> <p>▼位置付け</p> <p>〔相馬市復興計画〕第 2 章-第 2 節-第 9 項 防災体制整備(P32)</p> <p>（事業間流用による経緯の変更）（平成 29 年 1 月 19 日）</p> <p>事業進捗により事業費が、169,228 千円（国費：135,382 千円）減額したため、</p> <p>D-1-13 道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：東部 328 号線）へ 104,784 千円（国費：H23 補正予算 83,827 千円）</p> <p>D-1-19 道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：金草線）へ 30,060 千円（国費：H23 補正予算 24,048 千円）</p> <p>D-1-22 道路事業（市街地相互接続道整備）（市道：鹿島前迫線）へ 34,384 千円（国費：H23 補正予算 27,507 千円）を流用。</p> <p>これにより、流用後交付対象事業費は 376,500 千円（301,200 千円）から、207,272 千円（165,818 千円）に減額</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 23 年度～平成 24 年度></p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、被災した地域のうち、地盤沈下に伴い一部満潮時および雨天時において、市内東部地区と中心市街地を結ぶ幹線道路や住宅周辺道路が冠水し、通行することができず、生活支障をきたしているため、排水対策として雨水幹線を整備することで、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復にも資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>①下水道事業（雨水幹線）事業計画の策定 護岸・道路の復旧・復興事業と関連しての冠水対策のための早急な排水事業の実施</p>					
東日本大震災の被害との関係					
<p>東日本大震災により市内全域で地震による地盤沈下（40 cm 程度）が発生した。</p> <p>特に市沿岸部で松川浦近隣の尾浜、細田及び岩子地区については、特に地盤沈下の影響が大きく、月に 2 回ほど起きる満潮時には、道路はもとより宅地内まで海水が浸水する。道路については、市街地への幹線となっている道路が冠水することで車での通行が不可能となり、原集落内で生活再建を図ろうと考えている人や現にそこで生活している人が孤立する状態となっている。</p> <p>また、雨天時においても同様に冠水する事態となっているため、台風等雨量の多い時期の冠水による孤立化、場合によっては地区住民の一時避難も懸念されるため、早急な対策が必要となっている。</p> <p>対策として道路及び宅地の嵩上げ等も考えられるが、浸水影響範囲が広くかつ嵩上げだけでは対処できないほど地盤沈下をしている状況である。</p> <p>については、地区内の生活基盤の復興を図るため、排水施設を整備し、恒久的な排水対策を講じることにより、震災前以上に安全で住み良いまちづくりを推進するもの。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
<p>被災地域については、道路、水道、公共下水道（污水）等の災害復旧事業を進めており本事業との調整を行っている。</p> <p>また、密接に関連する松川浦護岸築堤工事や道路復旧・復興事業を実施</p> <p>※細田地区仮護岸については H23 年度に復旧事業として完成予定のため、内水排除のための早急な対応が必要</p>					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号	D-21-1				
事業名	下水道事業				
交付団体	相馬市				
基幹事業との関連性					
<p>本事業は浸水影響範囲での内水排除方法を効率的かつ綿密な事業手法を検討する必要があるため、影響範囲の確定、事業実施手法等の事業計画を策定しつつ、密接に関連する護岸、道路復旧・復興事業との事業進捗状況にあわせて一体的に速やかに実施していく必要がある。</p> <p>そのため、先行する護岸工事にあわせて排水が可能となるよう事業を進めつつ、事業計画を策定し、基幹事業である下水道事業につなげるものである。</p> <p>なお、早急な排水事業を継続的に行うことが可能となる場合は、基幹事業である下水道事業の対象区域を減少させることも可能となるため、基幹事業である下水道事業の効率化も図られ、かつ事業費の削減も見込まれるものと思われる。</p>					

(様式1-3②)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等(福島県交付分)個票

平成24年1月時点

※本様式は1-2①に記載した事業毎に記載してください。

NO.	23	事業名	津波防災緑地基本計画策定	
事業番号	D-22-1-1		事業実施主体	県
交付期間	H23~H23		総交付対象事業費	30,000 (千円)
事業概要				
津波被害を受け、集団防災移転を行う沿岸部の原釜・尾浜集落の跡地に、津波の減衰等を目的とする防災緑地を整備するための基本計画の策定を実施する。				
※「相馬市復興計画 Ver1. 1」【第2節ハード事業】○第2項被災地整理②土地利用計画(20ページ)参照				
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置づけている場合は、該当箇所及び概要も記載してください				
東日本大震災の被害との関係				
津波による甚大な被害を受けた集落のほぼ全域が災害危険区域の指定(H23.10.31)を受けており、集団移転事業が進められている。この跡地を活用し防災緑地の整備を進める。				
関連する災害復旧事業の概要				
予定地区周辺の沿岸部に位置する海岸の防潮堤において災害復旧事業が進められている。				

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	D-22-1
事業名	都市公園事業
直接交付先	D-22-1
基幹事業との関連性	
原釜・尾浜地区防災緑地整備事業(基幹事業)において迅速な事業展開が図れるよう、基本計画を策定する。(詳細設計からは基幹事業に含む)	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	24	事業名	防災集団移転促進事業 (細田地区)	事業番号	D-23-1
交付団体	市	事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)		
総交付対象事業費	1,257,087 (千円)	全体事業費	463,822,424,954 (千円)		
事業概要					
■防災集団移転促進事業 東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。					
▽事業量 住宅団地…相馬市尾浜字細田地内外 移転想定世帯数…65 世帯 (災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約 5.4ha (災害危険区域)					
▼位置付け 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 2 節-第 2 項 被災地整理 (P26) 〔相馬市復興計画 (Ver1.2)〕 第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備 (P31)					
(事業間流用による経緯の変更) (平成 27 年 3 月 31 日) 事業進捗により事業費が、832,133 千円 (国費: 728,116 千円) 減額したため、 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 東部 86 号線) へ 659 千円 (国費: 510 千円) 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 東部 113 号線) へ 9,974 千円 (国費: 7,729 千円) 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 東部 123 号線) へ 54,191 千円 (国費: 41,998 千円) 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 日下石石上線) へ 3,329 千円 (国費: 2,579 千円) 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 法定外道路) へ 9,842 千円 (国費: 7,627 千円) 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 法定外道路) へ 11,347 千円 (国費: 8,793 千円) 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 東部 521 号線) へ 343,594 千円 (国費: 266,285 千円) 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 東部 462 号線) へ 155,865 千円 (国費: 120,795 千円) 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 金草線) へ 94,483 千円 (国費: 73,224 千円) 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 東部 501 号線) へ 104,402 千円 (国費: 80,911 千円) 道路事業 (市街地相互接続道整備) (市道: 百槻和田線) へ 151,826 千円 (国費: 117,665 千円) を流用。 これにより、交付対象事業費は 1,257,087 千円 (1,282,530 千円) から、424,954 千円 (371,833 千円) に減額。					
(事業間流用による経緯の変更) (令和 2 年 5 月 19 日) 元地買取りに係る按分方法の変更に伴い、事業費が 38,868 千円 (国費: 34,009 千円) 増額したため、 D-23-6 防災集団移転促進事業 (南ノ入地区) より流用。 これにより、交付対象事業費は 463,822 千円 (405,842 千円) に増額。					
当面の事業概要					
<平成 24 年度~平成 25 年度>		<平成 26 年度~令和元年度>		<令和 2 年度>	
①住宅団地用地取得、造成 ②関連公共施設整備 ③移転促進地域買取 ④住宅建設等利子助成 ⑤移転費用助成		①移転促進地域買取 ②住宅建設等利子助成 ③移転費用助成		①移転促進地域買取 ②移転費用助成	
東日本大震災の被害との関係					
今回の震災により、本市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。 被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。 新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。 比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。 移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに 1 年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。					

関連する災害復旧事業の概要
被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

令和 2 年 6 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	25	事業名	防災集団移転促進事業 (刈敷田地区)	事業番号	D-23-2
交付団体	市	事業実施主体 (直接/間接)	市 (直接)		
総交付対象事業費	3,462,271 (千円)	全体事業費	3,271,458 (千円)		
事業概要					
<p>■防災集団移転促進事業</p> <p>東日本大震災による津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域に居住する住民の円滑かつ迅速な復興を図るため、家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にあった住居、あるいは住むことのできない住居を津波の被害の恐れのない安全な住宅地に集団的移転を促進することによって、地域住民の生活の安全性、利便性の向上を図ること、また、地域経済産業の早期回復に資するものとなるよう、迅速な整備を実施する。</p> <p>▽事業量</p> <p>住宅団地…相馬市新沼字刈敷田地内外 移転想定世帯数…142 世帯 (災害危険区域内世帯数) 移転促進区域…約 15.4ha (災害危険区域)</p> <p>▼位置付け</p> <p>[相馬市復興計画(Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 2 項 被災地整理(P26) [相馬市復興計画(Ver1.2)] 第 2 章-第 2 節-第 3 項 住宅の整備(P31)</p> <p>(事業間流用による経緯の変更) (平成 30 年 10 月 10 日) 事業進捗により事業費が 190,813 千円 (国費: H26 予算 166,961 千円) 減額したため、道路事業 (市街地相互接続道整備) (日下石石上線) へ 190,813 千円 (国費: H26 予算 166,961 千円) を流用。 これにより、流用後交付対象事業費は 3,462,271 千円 (3,029,487 千円) から、3,271,458 千円 (2,862,526 千円) に減額。</p> <p>▼事業費を別紙事業費総括表のとおり区分して実施</p>					
当面の事業概要					
<平成 24 年度~平成 25 年度>		<平成 26 年度~令和元年度>		<令和 2 年度>	
①住宅団地用地取得、造成 ②関連公共施設整備 ③移転促進地域買取 ④住宅建設等利子助成 ⑤移転費用助成		①移転促進地域買取 ②住宅建設等利子助成 ③移転費用助成		①移転促進地域買取 ②移転費用助成	
東日本大震災の被害との関係					
<p>今回の震災により、本市沿岸部においては、約 2,000 ヘクタールが津波により浸水し、772 戸の建物が流出するなど甚大な被害を受けた。</p> <p>被災者が生活を再開し、今後の生活を営んでいくためには、生活環境の基礎となる住宅の整備が必須となる。新たに住居を構えるにあたり、津波被害等からの安全性が確保できる住居への居住が被災者の第一位の意向である。比較的高度がある地域や、沿岸部から距離がある市街地、市内内陸地域に住宅整備を行い、集団移転を促すことで被災者の安全、安心を担保し、生活復興への基盤とする。</p> <p>移転が想定される被災者は現在、市内応急仮設住宅やアパート等で生活をしており、生活環境が被災前と大きく変化したことで、大きなストレスを感じている。被災からすでに 1 年が経過しようとする今、被災者の最大の不安として「住居に関すること」が挙げられるため、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務である。</p>					
関連する災害復旧事業の概要					
被災者向けに応急仮設住宅 1500 戸を建設					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	